

令和4年第11回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年11月25日
13時30分～15時

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和4年第11回海老名市農業委員会定例総会

令和4年11月25日「令和4年第11回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮墓 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義 19番 西山 勝敏
20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主任主事 槇田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4 議案第55号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5 議案第56号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

（1）農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員5名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

すけれども。結局、1年ずっと農地をやる方がいらっしやらないというところもあり、そこを放置されるのもちょっと違うのかなと。であればきちんとその農地を持って、農業を経営者の立場でやられていられる方がいる方にお願いしてでもその農地を守っていくという観点で、私のほうでは農地の売買に関して許可した次第でございます。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■さん、それから、妻の■■■さん、長女の■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では、■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は60日、妻の■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は60日、長女の■■さんの農業経験年数は30年、農業従事日数は60日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。また、取り決めに従い、支障が出ないように耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 昨日、4班、5名で現地確認をしてみました。現地は稲刈りが終わりました、きれいに管理されておりました。問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号19について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号19について、採決をさせていただきます。

ふうに思っております。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■さんの農家世帯についてですが、■さん、それから、父の■さん、母の■■さん、妻の■■■さん、長男の■■さん、長男の妻の■さんの6人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では、■さんになっております。農業への従事状況ですが、■さんの農業経験年数は35年、農業従事日数は250日、父の■さんの農業経験年数は64年、農業従事日数は250日、母の■■さんの農業経験年数は63年、農業従事日数は250日、妻の■■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は250日、長男の■■さんの農業経験年数は13年、農事従事日数は250日、長男の妻の■さんの農業経験年数は13年、農業従事日数は250日だそうです。■■さんの世帯の現在の経営面積につきましては、自作地は、田が■■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター3台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、取り決めに従い、支障が出ないように耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われま。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 こちらのほうも、昨日、現地調査を行いました。キャベツの収穫も終わって、畑はきれいに耕起されておりました。

【議長】 それでは、受付番号20について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号20について、採決をさせていただきます。

【主任主事】 ■■さんの農家世帯の状況についてですが、■■■さん、父の■さん、母の■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では、■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は300日、父の■さんの農業経験年数は75年、農業従事日数は100日、母の■■さんの農業経験年数は75年、農業従事日数は100日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積については、自作地は、田が■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター2台、耕運機4台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、取り決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われれます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見を一括してお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 こちらも昨日、現地確認を行いました。3筆とも稲刈りが終わりました。きれいに管理されておりました。問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、この件に関して、質疑のある方、一括してお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、まず受付番号21について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

続きまして、受付番号22について、採決をさせていただきます。

た。

また、現在の事業の流れを変えないよう、事業地から近隣であること、事業拡大に当たって必要となる資材及び社員増員に伴い、6台以上の駐車スペースが確保できる場所を候補地として探していたところ、本件申請地を地域のために有効活用したいという地権者の希望に合致したため、本件申請地の選定に至った経緯があります。

本件申請の立地基準については、第2種農地になります。別紙、資料5-1の中段に記載してありますとおり、こちらは農用地区域外にあり、甲種農地・第3種農地の要件はなく、JR門沢橋駅からおおむね500メートル以内の区域にある農地であることから、第2種農地として判断できます。

続いて、資料5-3の土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地を砕石敷で転圧し、北側及び西側には高さ1.5メートルネットフェンス、板柵土留めを設置し、東側入り口にスロープを設置し、アスコン舗装をして土砂の流出防止することになっております。

雨水については、資料5-4の雨水排水計画図について、転圧、砕石敷による自然浸透、排水トレンチ及び浸透柵の設置、オーバーフロー分は、東側道路側溝に排水管を接続することで隣地に流出しないようにする計画となっております。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。以上、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確定とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 こちらも昨日現地調査を行ってまいりました。総会の資料では、地目が田となっておりますが、現状は畑となっております。その畑には作物は何も植えられていませんでしたが、畑としてきれいに管理されておりました。当該地の南側には既に建物や鉄塔が建っております。西側には建物が建っているということです。北側の境界線にはネットフェンスを設置するというので、日照等の問題はないというふうに考えられます。その他、

【議長】 それでは、受付番号18について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号18について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書11ページ、受付番号19について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号19、被相続人は、高座郡寒川町倉見■■■■■■、■■■■■■、相続人は、高座郡寒川町倉見■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和元年12月24日から令和4年11月25日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で11月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題はないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号19について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号19について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書12ページ、受付番号20について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号20、被相続人は、本郷■■■■■■、■■■■、相続人は、

本郷■■■■■、■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和元年1月24日から令和4年11月25日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地内、■■■平米ほか■筆、合計、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。こちら事務所で11月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題はないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号20について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようございますので、受付番号20について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書13ページ、受付番号21について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号21、被相続人は、上河内■■■■■、■■■、相続人は、上河内■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和元年10月30日から令和4年11月25日までです。特例農地等の明細ですが、上河内字■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、田、農振農用地区域内、■■■平米ほか■筆、議案書のとおりでございます。事務局で11月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題はないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号21について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようございますので、受付番号21について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書14ページから18ページ、日程第5、議案第56号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りいたします。今回審議する計画案は全部で19です。そのうち、貸し借りを継続する計画案は17案、新たに貸し借りを始める計画案は2案でございます。また、貸し借りを継続する17案のうち、本日出席委員の中に農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限を受けるものが2案あります。なお、2案のうち1案は欠席委員の関係でございます。そこで、効率よく進めるため、初めに、貸し借りを継続する17案のうち、議事参与に制限のある1案を審議し、続いて、残り16案について説明、質疑、意見、採決を一括して行い、最後に、新たに貸し借りを始める2案を1件ずつ審議したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、議案書14ページ、受付番号44について、8番委員が貸し手として議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

(8番委員 退席)

【議 長】 それでは、再開いたします。

受付番号44について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程します。この審議を経て、海老名市に対し計画（案）を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12

月末としています。この期限が迫っている旨のお知らせを10月末に送付しておりまして、既に貸し借りをを行っている方が早めに継続のために手続を行うことが多いため、1月1日からの権利設定を行う11月及び12月の審議案件が毎年多くなっております。そこで、件数が多いため、継続の計画に関しましては、提案説明は議案書のとおりと省略とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどご審議いただきました順番でご説明いたします。

受付番号44、借り手は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間、農業振興地域内、2件の継続の計画です。この案件につきましては、11月14日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、特に問題ないと思われま

【議長】 受付番号44について、質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでございますので、受付番号44について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(8番委員 着席)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号42、43、46から52、54から60の継続の16案について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 議案書14ページ、受付番号42から43までの2件については、継続の計画でございますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

議案書15ページから16ページ、受付番号46から52までの7件につきましては、継続の計画でございますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

議案書17ページから18ページ、受付番号54から60までの7件については、継続の計画でございますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上、継続の16件について、一括して説明しました。

【議長】 質疑のある方は、一括してお願いいたします。

【19番委員】 農地の貸し借りとして使用貸借権と賃借権の2つがあります。普通の民間の土地の場合、使用貸借権と賃借権というのはちょっと微妙に権利の形態が変わってくると、所有権の力関係ですかね、借り手の力関係なのですけれども、使用貸借権ですと割とそんなに借り手側のほうの力は少ないのですが、お金を払っているとなると、借りている側のほうの権利が強くなってきます。ですから、契約上3年ですけれども、途中で貸している側が返せと言ったときに、賃借権で借りているほうは嫌だよと言えるようなところがありますよね。使用貸借権の場合は返すとなってしまいますけれども、これは農業の場合もやっぱり同じような状況になるのでしょうかね。事務局のほうに質問ですけれども。

【主幹兼係長】 賃借権のほうは権利が強いのではないかというお話だったのですが、どちらの場合につきましても、農業経営基盤強化促進法の18条に基づいて途中、期限前の解約の場合には使用貸借の場合も賃借の場合も両方その解約の申出書を出していただいております。それぞれにお互いにお話合いの上、出していただいて、解決ということになって、途中で解約の場合には必ず解約の届出というのを出していただいております。今まで特に何かそれで問題になったというのはあまり聞いておりません。作付をして

おりますので、当然それが終わってからのお約束ということが多いように
思います。

【事務局長】 今、主幹から説明したのは制度の中身ということで、多分19番委員が聞きたいのは、民法とか、借地借家法では、どっちかという、借り手のほうにアドバンテージがあるのだけれども、この部分についてはどうなのだろうかという、そういうご質問だと思うのですが、農業経営基盤強化促進法に基づいての貸し借りということで、これは民法や借地借家法で定められていることの特別法と言いまして、これに書いてあることはこのとおりやると。民法や借地借家法の概念は適用しませんよという形になっているので、この法律はどうなっているかという、今、主幹から説明があったとおり、全くの対等で、やめたいと言ったらいつでも合意解約できますよと。借りられる期間も引っ張って40年だったか50年だったか、長く借りられるようになっていたと思います。民法だとマックスで10年だか20年だったと思うのですが、そういったところの違いがあります。一概に言いますと、民法や借地借家法の概念は、この法律でやっていることについては適用されないという理解でいただければと思います。

【19番委員】 ありがとうございます。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、継続の16案について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

続きまして、議案書14ページ、新たに貸し借りを始める受付番号45について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号45、借り手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■合

同会社、代表社員、■■■■、貸し手は、町田市金森■■■■■■■■■■、
■■■■、貸し借りをする農地は、本郷字■■■■■■■■■■、現況地
目、畑、■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設
定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和5年1月1日から令和
5年12月31日までの1年間、農業振興地域内、2件の新規の計画で
す。この案件につきまして、11月14日に事務局で現地を確認したとこ
ろ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用
地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議長】 質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号45について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

続きまして、議案書16ページ、受付番号53について、事務局から説
明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号53、借り手は、綾瀬市蓼川■■■■■■■■■■、■■■■、
貸し手は、中河内■■■■、■■■、貸し借りをする農地は、中河内字■
■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米です。貸し借りの種類は、使用
貸借権の設定、利用目的は、施設園芸、貸し借りの期間は、令和5年1月
1日から令和7年12月31日までの3年間、農業振興地域内、2件の新
規の計画です。この案件につきまして、11月14日に事務局で現地確認
をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農
家で、綾瀬市の方ですが、綾瀬市の農業委員会事務局に確認したところ、
綾瀬市で主にイチゴ農家を営んでいる方だそうです。今回貸す■■さんの
施設もイチゴのハウスです。農用地集積計画の法定要件が定められている

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

【議長】 質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号53について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

次に、議案書19ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

19ページ、農地法第4条の3件と、20ページ、5条の3件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書19ページ、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年10月1日から10月31日までの間に届出がされたものです。受付番号25から27の3件で、田、198平米、畑、3,232平米、合計、3,430平米です。

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年10月1日から10月31日までの間に届出がされたものです。受付番号33から35までの3件で、田、0平米、畑、2,795平米、合計、2,795平米です。これらにつきましては、専決で受理したことを一括して報告いたしま

す。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【19番委員】 3条の申請の件なのですけれども、今里の件なのですが、実はこの件に関して、事務局のほうから、■■さんの代理人さんが来るということで連絡があるということで待っていたのですが、なかなか来なかったのですよ。ある日、日曜日、電話がかかってきて、19番委員、確認印を下さいと、急にそんな話がぼんと電話で来て、私は内容、ちょっと聞いていないので、すぐ押せないよと。でも、向こうは、3日後に申請を出さないと今月の審査に間に合わないからというふうに言われてしまったんですよね。次の月曜日に■■さんところへ行って、代理人さんと一緒に話を聞いて、内容的には問題なかったのですけれども。実は代理人さんにしても、農地を売る側にしても、農業委員さんの立場が分かっていないような気がするのですよ。ですから、急に来て、もう書類が整っているから、印鑑を押して下さいと、これ、まずいよねと、農地の場合は少し違うんだよということが、どうも一般の農業者もそうなのですけれども、そういうことを申請する業者も農業委員会というものをあまり理解していないのではないかなと。許可申請さえを出してしまえばいいんだというようなことを考えているので、ちょっとこれはおかしいのではないかなと思ったので、ここで今話をしたのですが。

【事務局長】 ご面倒をおかけしました。

まず、書類を見るというのは、地区委員が知らない案件が、特に許可についてなのですけれども、総会にいきなり上がってこないようにと、要するに地区委員が議案書を見てびっくりということがないようにするため

に、いいとか悪いではなくて、この話については少なくとも承知しているよということで、初総会のお話させていただきましたが、譲り受ける側の人間や法人が、住んでいるところ、あるところの委員のところへ行ってくださいよと。通常、農地法の許可の案件は、必ず事務局のほうに、私どもに来るのですね。これとこれをそろえてくださいと。そろっている、そろっているのだったら、これは杉久保の人が譲り受けるという話だから、杉久保の11番委員のところへ行ってくださいと、私たちのほうに来ればそういうふうに必ず案内するのですよ。ですけど、人によっては、とんとんとやりたいというか、いみじくも言われたように、よく理解していない人というのは、しかも、訪問される側の都合をあまり考えないでやってしまうという場合がごくたまにあります。全ての案件を事務局が承知しているわけではないのですが、少なくともこちらに打診があったものについては間違いのないように案内いたしますけれども、今回は代理人の理解の度合いが低かったということで、ご容赦いただきたいのですが。

あと、ごくまれに市外の方が買われるという場合がありますが、そのときにはどこにも寄らないで、そのまま3条の案件が上がってしまうということは過去に何回かあります。その節は議案書を見て、びっくりはしないけど、この土地、市外の方が買われるのだというふうになると思いますが、それは事務局のほうで、市外の人のところに行ってこいというわけにもいかないの、市外に委員はいませんから。ですので、たまにそういうこともあります。今回はご迷惑をおかけしたのですけれども、事務局に少なくとも打診があれば、間違いのないように案内してまいりますので、よろしく願いいたします。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

【12番委員】 先ほど農地利用集積計画で何筆かあったのですけれども、賃貸借の貸し借りのお礼というか、上限1万円ぐらいのところもあるし、無料のところもあるし、現物払いのところもある。毎年、農業委員会だよりとか市の広報によりますと、標準的な田畑の貸し借りの金額が出ていますけれども、実際のところ、どんなふうな、借り手と貸し手の話合いですが、農業委員会としてはどのくらいを目安にしているとか、そういった金額等を教

えていただきたいと思います。

【事務局長】 農業委員会のほうで翌年の2月か3月の総会のその他の案件の資料の中で、1年分の利用集積の賃料とかの平均値を出しています。今回ご就任いただいている委員用には、まだそれは準備できていないのですけれども、それが手元にはないので、すぐお知らせできないのですが、一応平均値は出しています。農業委員会だよりも確か載せていたと思いますけど。最新のものは、少しお待ちいただければと思います。去年というのは、今年の2、3月に出したものでよろしければ、後で事務局のほうでお渡ししますので。それでよろしいですかね。

【議長】 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、それでは、事務局のほうから何か。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日も慎重審議賜りまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第11回農業委員会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 了 —